

河南町可搬式小型動力ポンプ補修補助金交付要綱

河南町消防施設の維持管理要綱（昭和54年4月1日施行）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、河南町可搬式小型動力ポンプ貸与要綱（令和7年河南町告示第87号）（以下「貸与要綱」という。）により貸与したポンプの補修に対する補助について定めるものとする。

（ポンプの補修に対する補助）

第2条 町は、貸与要綱第6条に定める組織（以下「貸与組織」という。）が管理している貸与要綱第3条第2項の規定により無償貸与したポンプ（以下「ポンプ」という。）の補修に対して、河南町可搬式小型動力ポンプ補修補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 補助金の交付に関しては、河南町補助金交付規則（平成14年河南町規則第13号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

（補助額）

第3条 補助金の額は、1の貸与組織につき年間5万円を限度として、予算の範囲内において町長が定める額とする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする貸与組織の代表者（以下「申請者」という。）は、河南町可搬式小型動力ポンプ補修補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）にポンプの補修に要する見積書の写しを添付して、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 町長は、申請書の提出を受けたときは、速やかにその適否を決定するものとする。

2 町長は、補助金を交付することを決定したときは、河南町可搬式小型動力ポンプ補修補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、河南町可搬式小型動力ポンプ補修補助金交付不決定通知書（様式第3号）により申請者に通知す

るものとする。

(補助金の実績報告)

第6条 前条第2項の規定による補助金の交付決定を受けた申請者は、補助事業が完了したときは、河南町可搬式小型動力ポンプ補修補助金実績報告書（様式第4号。以下「報告書」という。）により、関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第7条 町長は、前条の規定により報告書の提出を受けたときは、当該報告書の内容を精査し、適當と認めるときは、河南町可搬式小型動力ポンプ補修補助金交付確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者は、補助事業が完了したときは、河南町可搬式小型動力ポンプ補修補助金交付請求書（様式第6号）により町長に請求するものとする。

(補助金の返還)

第9条 虚偽の申請等により、不正に補助金の交付を受けた場合は、町長はその補助金の全額を申請者に返還させるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年7月28日から施行する。